



Title	日本の民間型ADRにおける自主的解決についての実証研究 -交渉促進型調停の会話的秩序の解明を通じて-
Author(s)	李, 英
Citation	大阪大学, 2020, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/76270
rights	
Note	やむを得ない事由があると学位審査研究科が承認したため、全文に代えてその内容の要約を公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、大阪大学の博士論文についてをご参照ください。

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

論文内容の要旨

氏 名 (李 英)	
論文題名	日本の民間型ADRにおける自主的解決についての実証研究 —交渉促進型調停の会話的秩序の解明を通じて—
<p>論文内容の要旨</p> <p>本研究は、日本の民間型ADRにおいて実施された調停の録音データをもとに、エスノメソドジ－的会話分析の方法論を用いて、その調停過程の会話的秩序を解明することを通じ、自主的解決のあり方について探究することを目的とする。</p> <p>まず序章では、日本の調停理論における問題点を指摘し、本研究の目的が提示される。棚瀬や仁木の研究は、当事者の自主的解決という特徴を強調するあまりに、当事者が自主的解決を行っていくなかでの調停人の役割にほとんど関心をはらっていない。アメリカの対席調停において当事者の紛争解決は、調停人の役割と重要な関わりを持つことが報告される。日本の民間型ADRで実践される対席調停においても、そのような調停人の役割は現れるのだろうか。それがいかに当事者の自主的解決に影響を及ぼすのだろうか。</p> <p>第一章「アメリカ調停運動からの示唆」では、日本の研究者がアメリカの調停運動から得た示唆が概観され、アメリカ型の対席調停による紛争処理（日本の民間型ADRの対席調停の原型）をめぐっての日本の研究者の見解が整理される。</p> <p>第二章「交渉促進型調停の技法論的展開」では、民間型ADRの調停実務に調停の枠組みを提供した交渉促進型調停モデル（アメリカ型の対席調停で適用される調停モデル）に依拠した調停の技法論が紹介され、民間型ADRの調停実務において当事者の主体性を重視する対席調停が実践されることが確認される。</p> <p>以上の日本におけるアメリカ型の対席調停についての理論や実務についての理解を踏まえて、第三章から第六章において、日本で実践されている民間調停機関の具体的な事例が分析される。</p> <p>第三章「方法論とデータ」では、本研究で調停過程における当事者と調停人の相互作用を分析するための方法論として、エスノメソドジ－的会話分析について紹介し、それによる調停研究についてレビューする。さらに、第四章以降で取り上げる調停事例を紹介する。</p> <p>第四章「調停の冒頭説明の会話分析—調停人の専門性と当事者の主体性—」では、調停の冒頭説明の場面が取りあげられ、調停人が当事者の主体的解決を動機づける様相が分析される。調停の知識を持たない当事者に調停人がその説明を行うことで知識面の非対称性が軽減される反面、紛争解決に関する調停人の専門性に依拠して当事者の利益を踏まえた紛争解決を実現するような役割関係の非対称性は再確認される。他方で、調停人の冒頭説明は、調停人が当事者のため介入することが正当であり、当事者がそれを受け入れることが正当であることを説得し、そのように当事者を動機付けることへの志向性を持つ。</p> <p>第五章「調停に現れる紛争への関わり方—問題説明における抵抗に注目して—」では、調停の問題説明の場面が取りあげられ、調停に現れる紛争への関わり方が分析される。紛争解決のための行動に関する手続的側面において、調停過程には、当事者だけでなく、紛争の「関係者」がおり、その人物は、当事者との一定の社会関係に配慮しつつ紛争に関わっている。紛争解決の本体に関する内容的側面において、同じ集団に属する当事者であっても、何が解決しなければならない問題であるかについて認識が異なり、自分自身の固有のポジションを持つ。</p> <p>第六章「調停人の解決案提示」では、調停の解決案開発の場面が取りあげられ、調停人の解決案提示の様相が分析される。調停人の解決案提示は必ずしも当事者の自律性を損ねるのではなく、調停人が会話的相互行為の中で示されている当事者の関心に注目しその関心を促すことで、当事者の自律的紛争処理を生み出すことが可能である。</p> <p>これらの調停場面の分析を踏まえて、終章では、本研究の内容がまとめられ、日本の民間型ADRにおける自主的解決の特徴が検討される。民間型ADRにおける自主的解決において、当事者（場合によっては他の調停参加者を含めて）は、固有の紛争への関わり方を原点とし、紛争解決を行うわけであるが、その際に、調停人は、当事者の紛争解決に立ち入り、抑制的・促進的役割を果たす。そのことによって当事者の自律的紛争処理は活性化されるのである。</p>	

論文審査の結果の要旨及び担当者

氏 名 (李 英)		
	(職)	氏 名
論文審査担当者	主 査 教 授	仁 木 恒 夫
	副 査 教 授	福 井 康 太
	副 査 教 授 (神戸大学)	檜 村 志 郎

論文審査の結果の要旨

1. 論文の概要

李英氏の提出論文「日本の民間ADRにおける自主的解決についての実証研究——交渉促進型調停の会話的秩序の解明を通じて——」は、司法制度改革以降、機関数は急増したにもかかわらず、実際の利用が低迷している民間ADRの紛争処理の内実を経験的データに基づいてあらためて問い直そうとするものである。民間ADRでは、交渉促進型調停モデルを採用する機関が多いが、自律型調停論を展開する先行研究はそのプロセスに紛争当事者の主体性と共同性の交錯の可能性を指摘している。本研究は、こうした先行研究が、過度に紛争当事者の自主的解決の側面に関心を向けており、調停者の役割が見えてこないことを指摘する。そして、調停者をふくむその場の参加者のあいだでの相互作用のなかで、交渉促進型調停における参加者間の動的な秩序と調停者の役割に注目し、そこでの紛争処理の内実を明らかにしようとするものである。

本論文は次のような内容で構成されている。現在、日本で実践されている交渉促進型調停が、どのような背景のもとでどのような実践的モデルに基づいて導入され、定着していったのかを整理する（第一章、第二章）。そのうえで、民間ADRの調停の現場では、日本に導入された交渉促進型調停の標準的な理論的モデルと実践的スキルではとらえきれない会話秩序が形成されていることを、データに基づいて明らかにしている（第三章、第四章、第五章、第六章）。

まず、「第一章 アメリカ調停運動からの示唆」では、1980年代にわが国の民事訴訟法学および法社会学で大きな関心を集めた北米の近隣紛争解決センター（Neighborhood Justice Center）についての主要な議論の特徴を的確に位置づける。そこでは、ADRを既存の司法システムの内部に組み込むか外部に独立して制度化をはかるかという理論モデルと並行して、裁判所との連携の程度でADRの実情が整理されている。そして、もっとも既存の司法制度から距離を置くサンフランシスコ・コミュニティ・ボード（San Francisco Community Board）をめぐる、統一的な規範の不在や共同体的価値による抑圧の危惧が示されているながらも、参加者間でなされる活発な議論を観察し理論化する試みも行われていたことが明らかにされている。続く「第二章 交渉促進型調停の技法論的展開」では、上記の理論的な下地を背景に、2000年前後からわが国で展開された代表的な交渉促進型調停の実践的な技法論として、和田仁孝、レビン小林久子、入江秀晃の見解の要点を整理する。和田が説く、当事者間の関係の変容を目的とする変容型調停論（transformative model）と、レビン小林および入江が説く、当事者間の合意を目指した交渉を目的とする問題解決型調停論（problem-solving model）とが明確な対比で明らかにされている。

すでに理論的には大きな関心を向けられてきた北米の交渉促進型調停は、司法制度改革前後に実践的な枠組を獲得することで、わが国で広く普及していくことになる。本研究の中心部は、この交渉促進型調停モデルに依拠して運営されている民間ADRで行われたある調停事案を経験的に検討することにあてられている。そこで、「第三章 方法論とデータ」では、この中心部である第四章から第六章の経験的研究で採用する方法論であるエスノメソドロジー（ethnomethodology）の方法的特徴と、そこで扱う事例の概要を整理する。著者によれば、当該方法論は「会話者たちの方法に即して、分析を行」い「会話者たちがどのようにして、会話の秩序を期待し作り出し利用していくかを明らかにしようとする」ものである。この方法論により、複数の飲食店経営者と近隣住民たちとのあいだの、騒音や悪臭などをめぐる生活環境紛争を扱った交渉促進型調停事案を検討することが示される。

「第四章 調停の冒頭説明の会話分析——調停人の専門性と当事者の主体性」では、本件調停事案の開始場面を

取り上げる。調停開始時に、調停人は当事者たちに対して手続の概要について説明をおこなう。それは調停人から当事者たちに情報提供をおこなう一方的な発話のようにみえるが、調停現場はそうではなく、調停人が当事者たちの反応をみながら相互作用的になされているものであるとする。そして、その相互作用的な説明では、調停が当事者たちにとって望ましい紛争処理手段で、当事者たちの主体的な解決を実現するためには専門家である調停人の介入が正当であり、当該調停人がその能力・資格をもつ者として提示されるのである。すなわち、調停の冒頭説明は、単に当事者たちに調停についての知識を補充するというのではなく、「当事者／専門家」というカテゴリーを動員して、調停人の専門性が確認され、当事者に調停人の介入を動機づける機能を果たしていることを明らかにするのである。「第五章 調停に現れる紛争への関わり方—問題説明における抵抗に注目して」は、調停本体に入り、当事者たちが問題状況について説明をおこなう場面をあつかう。従来、この段階では、一般に「当事者間」の不可両立的な対立関係を前提にして調停人の役割行動が構想されてきた。しかし、調停現場には、二当事者対立関係で位置づけることのできない「当事者」が参加していることがありうること、そして、同一の当事者陣営にあると思われる人々のあいだでも関心がずれていることがありうることが会話データに基づいて明らかにされる。調停人はそうした当事者からの抵抗を受けるが、逆に言えば、調停人の振る舞いが様々な当事者の多様な紛争へのかかわりを調停は可能にしているのである。「第六章 調停人の解決案提示」は、調停の後半で当事者たちが解決案の構築を担う場面である。当事者の自主的解決を強調する交渉促進型調停では、一般にこの段階での調停人の介入は消極的に評価される。会話分析の先行研究でも、そのことを前提に、むしろ調停人の積極的な介入が当事者間の力関係を是正するであるとか、調停人が介入を控えた進行も一方の当事者に不利に作用しているというような議論がなされてきている。しかし、本研究の分析によれば、解決案の開発という困難な作業において、調停人は、相互行為過程で顕在化した当事者たちの関心にそって解決案を提示することがあり、そしてそのことが当事者たちの解決案の開発の作業を活性化させる。調停人による当事者の関心への感応を背景に、調停人の解決案提示が当事者の自律的紛争処理を生み出すとするのである。

以上の会話分析の成果に基づいて、「終章」では、民間ADRで実践されている交渉促進型調停での、調停人の介入と有機的に相互作用する当事者たちの交渉は、「調停人の促進に基づく自律的紛争処理」として高く評価されるのである。

2. 評価

司法制度改革以降、民間ADRは増加しているが事実上はほとんど紛争処理機関として機能していない。これに対しては「広報」「裁判所からの回附」などの提言がなされているが、本研究は実働している機関での処理事例を理論的かつ経験的に検討することで、とくに交渉促進型調停の紛争処理の内実の優れた点を明らかにし、これを推進していこうとする意欲的な研究である。本研究の学術的な価値は具体的には以下の諸点に見出すことができる。

まず、わが国で多くの実務家から支持を受けている交渉促進型調停が、どのような議論状況のなかで定着していたのかについて、民事訴訟法学・法社会学の先行研究および典型的な調停技法論を分析し見通しのよい整理をおこなっている。著者は、わが国でも広範な蓄積のあるこの分野について、正確な理解を前提に、独自の視点で適切に位置づけているのである。

そして、本研究の中心部を構成する、民間ADRの交渉促進型調停での会話分析は主に次の3点で重要性を指摘することができる。第一に、これまでほとんどなされてこなかった民間ADRの経験的研究であるという点である。ADRは非公開であるため、わが国での経験的研究は極めて少ない。その実態の一端を明らかにする研究として大きな価値がある。第二に、十分に習得したエスノメソドロジーの会話分析を適用し、交渉促進型調停での会話秩序を明らかにしている点である。交渉促進型調停の会話分析研究は、わが国のみならず世界的にもまだわずかししか開拓されていない領域であり、貴重な知見を提供するものである。第三に、交渉促進型調停の会話分析で解明された知見の独自性がある。当該調停は、「二当事者間の原則立脚型交渉を促進する調停」と一般に観念されているが、その実像は、当事者の関心を軸として調停人の介入が適切に組み込まれることによって、より広い参加者の活発な発話が達成される可能性を秘めている。こうした知見は、近年惰性化しつつある交渉促進型調停（技法）論や、停滞する民間調停実務に対して、新たな可能性を示すものである。

もっとも、複数の関係人が参加する近隣紛争を分析するなかで明らかにされた本研究の知見がより多様な紛争への汎用性をもつかどうかは、さらに他の事例に基づく検証がなされることが求められよう。しかし、これまで定性的研究がほとんどなされてこなかった交渉促進型調停の領域において、適切な方法論で独創性のある成果を達成した本研究は、学術的に高い水準にある。審査委員は、全員一致で李英氏の提出論文は博士学位にふさわしいと判断した。なお、審査にあたり、本論文に剽窃のないことを確認した。